

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証（被保険者証）および減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）等が新しくなります

7月16日から、役場住民生活課 生活グループおよび問寒別出張所で、新しい保険証の更新手続きを行います。あわせて、引き続き減額認定証等の交付対象に該当する方の申請手続きも行います。

現在ご使用の保険証及び減額認定証等の有効期限は、令和2年7月31日までです。8月1日以降は新しい保険証および減額認定証等をご使用ください。

新たに減額認定証等の交付要件に該当される方は、役場住民生活課 生活グループからお知らせいたします。

更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証、減額認定証等が必要です。

新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 ○○年 7月 31日
交付年月日 ○○年 7月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広域市連合町1丁目

氏名 広域 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

交付年月日 平成20年 4月 1日

更新年月日 平成20年 4月 1日

一部負担金の割合 1割

被保険者番号並びに保険者の名称及び住所 3901110000
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(未)

【限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象】

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

【限度額適用認定証の交付対象】

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当せず、住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証等は黄色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 ○○年 7月 31日
交付年月日 ○○年 8月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広域市連合町1丁目

氏名 広域 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

交付年月日 ○○年 8月 1日

適用区分 区分Ⅱ

更新年月日 ○○年 8月 1日 印

被保険者番号並びに保険者の名称及び住所 3901110000
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(未)

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階） 電話：011-290-5601
役場住民生活課 生活グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812